

根室市選挙管理委員会告示第 27 号

令和3年10月31日執行の第49回衆議院議員総選挙の在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所は、次の場所に設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和3年10月7日

根室市選挙管理委員会

委員長 袴谷良憲



記

1. 在外選挙人が期日前投票を行う指定期日前投票所

場 所 根室市常盤町2丁目27番地 根室市役所1階ロビー

期 間 令和3年10月20日（水）から令和3年10月30日（土）まで